

豊中市上下水道局公金管理基準

第 1 目的

この基準は、豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が所掌する公金の適正な管理（保管及び運用をいう。以下同じ。）を確保するため、豊中市公金の管理に関する基本方針第 10(2)の規定に基づき、基準を定めることを目的とする。

第 2 公金の範囲

この基準で公金とは、水道事業会計及び公共下水道事業会計に属する現金（以下「現金」という。）をいう。

第 3 現金の管理

- 1 現金は、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関の決済用預金（預金保険法第 5 1 条の 2 で規定する決済用預金をいう。以下同じ。）で収納し、保管する。ただし、管理者が必要と認める場合は、普通預金で収納し、保管することができる。
- 2 現金のうちで、資金計画上等一定期間見込まれる余裕資金は、原則として、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関のうちで、破綻した時に預金債権と相殺可能な借入債務（保証債務を含む。）を有する公金保護が図れる複数の金融機関に、通知預金や大口定期預金等の定期性預金又は郵便貯金（以下「定期性預金等」という。）で短期の運用をする。ただし、ペイオフ対象額（豊中市として名寄せされる預金額の総額が 1 0 0 0 万円までの額をいう。）以内の資金運用及び経営状況が特に良好な金融機関へは、当該相殺要件に関わらず、定期性預金等で運用することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、運用額や運用期間等を考慮して、短期国債等債券で運用することができる。

第 4 債券の運用

債券による運用については、豊中市公金の管理に関する基本方針に定めるもののほか、別に定める豊中市上下水道局債券運用細則による。

附 則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。